

**豊明市学校給食センター
統合再整備等事業**

実施方針

令和6年4月12日

豊明市

目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項	6
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 民間事業者の募集及び選定の方法	7
2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）	7
3 応募者の備えるべき参加資格要件	11
4 審査及び選定に関する事項	17
5 提出書類の取扱い	17
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
1 予想されるリスクと責任分担	18
2 提供されるサービス水準	18
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	18
第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	19
1 本施設の立地条件	19
2 施設の概要	20
第 5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 選定事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	21
2 市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	21
3 いずれの責にも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	21
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	22
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	22
2 金融機関と市の協議（直接協定）	22
3 財政上及び金融上の支援に関する事項	22
4 その他の支援に関する事項	22
第 8 その他特定事業の実施に関して必要な事項	23
1 議会の議決	23
2 情報公開及び情報提供	23
3 参加に伴う費用分担	23
4 実施方針等に関する問合せ先	23

添付書類

別紙ー 1 リスク分担表

用語の定義

応募者に関する用語の定義は以下の通りである。

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業においてプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。構成員ともいう。
落札者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業を実施する者として選定され市と事業契約を締結した企業グループを指す。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社のこと。
代表企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業。
構成企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業。
協力企業	SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業名称

豊明市学校給食センター統合再整備等事業（以下「本事業」という。）

2) 事業に供される公共施設等の名称

豊明市新学校給食センター

（本体施設及び附属施設を含む。以下「本施設」という。）

3) 公共施設等の管理者の名称

豊明市長 小浮 正典

4) 事業の目的

豊明市（以下「市」という。）の学校給食は、市内2か所の学校給食センター（中央調理場及び栄調理場）から学校給食を提供している。両施設は建築後50年前後が経過していることから、建物や調理器具をはじめとする設備は必要に応じて修繕・更新し、衛生的に調理を行っているものの、建物の老朽化は著しく進んでおり、老朽化した学校給食センターの施設更新の必要性が高まっている。また、両施設の竣工後に制定された「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「HACCP」等の基準に適合させることが求められている。加えて、食物アレルギーを持つ児童生徒が安心して給食を食べられるようにするため、日常的に除去食または代替食を調理することが求められている。

本事業は、これらの運営における課題を受け、安心安全なおいしい学校給食を安定供給し、合理的かつ経済的な運営ができるよう、老朽化の進んだ2か所の共同調理場を統合し、新たな学校給食センターの設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものである。

5) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及びサービス対価の支払いは、次に示す通りである。

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定され市と事業契約を締結した者（以下「選定事業者」という。）が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施するBTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、市と選定事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和24年8月31日までの期間（約17年間）とする。

(3) サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次の通りであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は入札公告時に示す。

① 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者を支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和9年9月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

② 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和9年9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

6) 事業の内容

選定事業者が実施する業務は、次の（１）から（４）に掲げるものとする。

（１） 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 外構及び植栽整備業務
- ⑨ 各種申請等業務

（２） 開業準備業務

選定事業者は、維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

（３） 維持管理業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 環境衛生・清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 各種申請等業務

(4) 運營業務

選定事業者は、次に掲げる給食の運營業務を行う。

- ① 食材検収受領・保管業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務
- ④ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 運営備品調達・更新業務
- ⑦ 見学・試食会等の受け入れ支援
- ⑧ 各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※主食（米飯（月1回程度センターで炊き込みご飯の調理を実施場合は除く）、パン）、牛乳及びデザート等（冷凍果物を除く。）は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務に含めない。

給食の運営に関して市（栄養教諭及び学校栄養職員を含む。）が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達業務
- ③ 食材検収業務
- ④ 検食業務
- ⑤ 衛生管理・調理指示業務
- ⑥ 配送校での配膳・下膳業務
- ⑦ 食数調整業務
- ⑧ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- ⑨ 給食費の徴収管理業務
- ⑩ 食育指導業務

7) 事業スケジュール（予定）

令和9年9月供用開始を前提に、事業スケジュールを以下の通り予定している。

落札者の決定及び公表	令和6年11月
基本協定の締結	令和6年12～令和7年2月
仮事業契約の締結 (SPC(※1)との事業契約の調印)	令和6年12～令和7年2月
事業契約の議決及び締結	令和7年3月
施設の整備(設計、建設)期間	令和7年4月～令和9年6月頃
施設の引渡し	令和9年6月頃(※2)
施設の開業準備期間	令和9年7月～令和9年8月
施設の維持管理・運営期間	令和9年9月～令和24年8月
事業契約の完了	令和24年8月

※1：落札者は、仮事業契約の締結（市との事業契約の調印）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立する。

※2：事業契約後のスケジュールについては、令和9年9月に供用開始できる範囲内で事業者の提案を可とする。

8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で市へ引き渡す。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（PFI法第2条第2項）

1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ① 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務の水準の向上が期待できる場合

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① 市の財政負担の検討による定量的評価
- ② 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に分担されるリスクの検討等
- ④ 上記3点の検討による総合評価

3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札により行う。

2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

実施方針・要求水準書（案）の公表	令和6年4月15日（月）
実施方針等に関する質問・意見の受付締切 実施方針等に関する官民対話参加申込の受付締切	令和6年4月26日（金）
実施方針等に関する官民対話	令和6年5月14日（火）
実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表	令和6年5月27日（月）
特定事業の選定及び公表	令和6年6月上旬
入札公告 （入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）	令和6年7月上旬
入札説明会	令和6年7月
入札説明書等の参加表明提出に関する質問の受付・回答の公表	令和6年7月
入札説明書等のその他部分に関する質問の受付・回答の公表	令和6年8月
入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）	令和6年8月
参加資格確認審査結果の通知	令和6年9月
提案書の受付及び入札	令和6年9月
落札者の決定及び公表	令和6年11月
基本協定の締結	令和6年12～令和7年2月
仮事業契約の締結（SPCとの事業契約の調印）	令和6年12～令和7年2月
事業契約の議決及び締結	令和7年3月

1) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次の通り受け付ける。

- ・ 受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）午後5時まで
実施方針等に関する質問・意見書（様式1）に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

2) 実施方針等に関する官民対話

応募希望者の実施方針等に関する意見を聴取し、事業の品質向上に資する意見を入札説明書等の公募資料へ反映することを目的とし、実施方針等に関する官民対話を次の通り実施する。

(1) 実施内容

開催日時：令和6年5月14日（火）

開催場所：豊明市役所（愛知県豊明市新田町子持松1-1）

(2) 参加申込

受付期間：令和6年4月15日（月）～令和6年4月26日（金）午後5時まで

実施方針等に関する官民対話参加申込書（様式2-1及び様式2-2）に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。対話の実施日時等については、令和6年5月8日（水）頃参加申込のあった者に個別に連絡する。

(3) 留意事項

官民対話への参加は、グループでの参加も可とする。参加人数は、単独企業、複数企業のグループともに15人以内とする。

対話は市と応募希望者の意思疎通を図るものであり、応募希望者の提案内容に関する話題となる可能性があるため、対話は応募希望者ごとに個別に実施し、結果は公開しないものとする。ただし、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した参加者に確認の上、内容を市ホームページにて公表する場合がある。

3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市のホームページにて公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4) 実施方針の公表・要求水準書（案）の変更

実施方針等公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針等に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。

- ① 実施方針については、変更の有無に関わらず実施方針として市のホームページにて公表する。その際、変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には、変更後のスケジュールも示すものとする。
- ② 要求水準書（案）については、変更を行った場合のみ、その内容を市のホームページにて公表する。

5) 特定事業の選定及び公表

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

6) 入札公告

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等を市のホームページにて公表する。

7) 入札説明会の開催

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

8) 入札説明書等に関する質問の受付・回答の公表

入札説明書等の参加表明提出に関する質問、その他部分における内容に関する質問をそれぞれ受け付ける。各内容に対する回答を、市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

9) 入札参加表明書等の受付

応募希望者は、入札参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

10) 参加資格確認審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

11) 提案書の受付及び入札

市は、入札参加資格があると認められた者（以下「応募者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び入札書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。なお、提案書及び入札書類の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

12) 落札者の決定及び公表

市は、提案書及び入札書類を「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び選定に関する事項」に規定する「民間活用事業推進審査委員会（給食センター）」（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。その結果は参加資格審査通過者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

13) 事業契約の議決及び締結

(1) 基本協定の締結

落札者の決定後に速やかに、市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について、市のホームページにて公表する。

(2) SPC の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより仮事業契約締結時までに SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。

(3) 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮契約）する。なお、当該事業契約は、豊明市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

(4) 事業契約の議決及び締結

市は、豊明市議会の議決を経た後、SPC との間で事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次の通りとする。

- ① 応募者は、必ず施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、厨房機器の調達等に係る業務等を担当する者（以下「厨房機器企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ② 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
※ 「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ③ 応募者の構成員は次の定義により分類される。
 - ・代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - ・構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - ・協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- ④ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑤ 落札者は、仮契約締結までに豊明市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑥ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

2) 応募者の構成員の制限

構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑦ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がないこと。
なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下の通りである。また、「資本面若しくは人事面において関係がある」の定義については、「1) 応募者の構成等」の記載事項を参照（⑧において同じ。）。
 - (ア) 日本工営都市空間株式会社
 - (イ) 林総合法律事務所
- ⑧ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関係がないこと。
- ⑨ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 25 日付け豊明市長・豊明市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3) 応募者の構成員の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務に当たる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 令和 6・7 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）における設計業務実績（実施設計）を有していること。当該業務は、平成 26 年度以降、入札公告の日までに竣工した 5,800 食／日以上を提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。
- ④ HACCP に関する相当の知識を有していること。
 - ※ 「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。

(2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 令和6・7年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設における工事監理業務実績を有していること。当該業務は、平成26年度以降、入札公告の日までに竣工した5,800食/日以上 の提供能力を持つ当該施設の新築実績に限る。
- ④ HACCPに関する相当の知識を有していること。

(3) 建設企業

構成員である建設企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①及び②を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。
- ② 令和6・7年度に市が発注する建設工事等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ 国又は地方公共団体が発注した公共施設における施工実績（元請として完成・引渡し完了した実績）を有すること。当該業務は、平成26年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積3,000㎡以上の当該施設の新築工事に限る。なお、共同企業体方式にあつては、出資比率20%以上の構成員としての完成実績に限る。
- ④ ①で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が1,200点以上であること。または、入札公告の日現在、豊明市内に本店又は契約先事業所を有する者（以下「市内企業」という）で豊明市建設工事請負業者格付要領のA等級の者であること。

(4) 厨房機器企業

構成員である厨房機器企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和6・7年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ② ドライシステムの学校給食施設における調理機器一式の調達及び設置業務の実績を有していること。当該業務は、平成26年度以降、入札公告の日までに完了し、かつ、PFI法に基づく特定事業等に係る業務のうち5,800食/日以上を提供能力を持つ当該施設における調理機器等の調達及び設置業務に限る。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

(5) 維持管理企業

構成員である維持管理企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和6・7年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ② 国又は地方公共団体が発注した公共施設における維持管理業務実績を有すること。当該業務は、平成26年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積3,000㎡以上の当該施設の業務に限る。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

(6) 運営企業

構成員である運営企業は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、すべての企業が①を、かつ、少なくとも1者はすべての要件を満たしていること。

- ① 令和6・7年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ② ドライシステムの学校給食施設における運営業務実績を有していること。当該業務は、5,800食/日以上を提供能力を持つ当該施設における業務に限る。
- ③ HACCPに関する相当の知識を有していること。

(7) その他企業

令和6・7年度に市が発注する委託業務等の契約に関し、競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で、提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 審査及び選定に関する事項

1) 審査委員会の設置

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する審査委員会を設置する。

なお、応募者が、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2) 審査結果及び選定結果の公表

市は、落札者の選定結果を応募者に通知するとともに、入札書類等の審査結果及び選定結果を、市のホームページにて公表する。

3) 落札者を決定しない場合の措置

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

4) その他

応募者は、市内に本社・本店等を置く市内企業の積極的な活用に努めること。また、調理従業員等の市内からの積極的な雇用や、必要な資機材・消耗品等の市内企業からの調達に努め、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。市内企業の育成、地域経済の振興に対する取組について、落札者決定基準において加点評価の対象とすることを想定している。

5 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙-1 リスク分担表」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、入札説明書等にて提示する。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明等にて提示する。

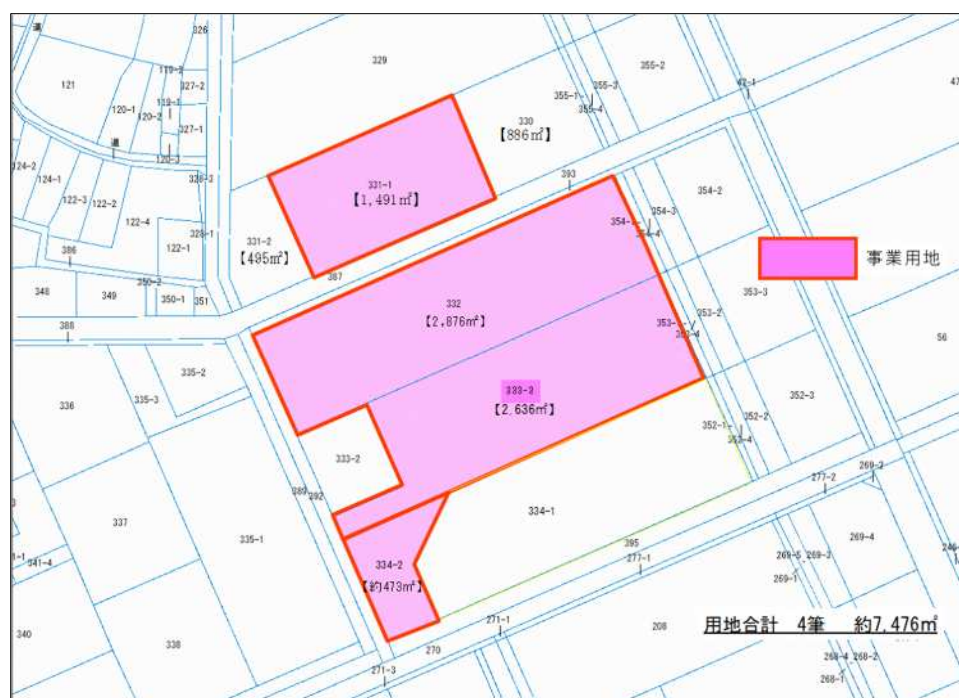
2) 選定事業者に対する支払額の変更等

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

所在地	愛知県豊明市沓掛町下高根 331 番 1、332 番、333 番 3、334 番 2
敷地面積	約 7,500 m ²
区域区分	市街化調整区域
建蔽率／容積率	建蔽率：200％／容積率：60％
防火指定	指定なし（法 22 条区域）
隣接道路	<p>東側：市道沓掛南 70 号（法定外道路（3.1～3.3m））</p> <p>西側：市道沓掛南 20 号（建築基準法第 42 条第 2 項（3.0～3.3m））</p> <p>※本施設の整備時にセットバックが必要</p> <p>南側：市道沓掛南 115 号（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号（6.2m））</p> <p>北側：市道沓掛南 120 号（認定外道路（4.0m（一部 4.0m未滿）））</p> <p>※本事業敷地（331 番 1、332 番）が接道する部分について、道路幅を市で行う予定</p>



2 施設の概要

1) 供給能力

提供食数	5,800 食
配食校数	市立小学校（8校）、中学校（3校）、教育支援センター（2施設）
献立方式	1 献立（※献立により、小・中別献立の2献立となる場合もあり）

2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次の通り想定している。

区 分		室 名
給食 エリア	汚染 作業 区域	荷受室（野菜類用、肉・魚類用他、卵）、検収室（野菜類用、肉・魚類用他、卵）、食品庫、仕分室、ピーラー室、下処理室（野菜類用、肉・魚類用他）、卵処理室、冷蔵・冷凍庫（野菜類用、肉・魚類用他）、冷蔵庫（卵）、残菜庫、廃棄庫、油庫、備品庫、器具洗浄室、洗浄室、特別洗浄室、回収室 等
	非汚染 作業 区域	上処理室、調理室（煮炊き）、調理室（揚物・焼物・蒸物）、サラダ・和え物室、ゆで釜室、アレルギー食調理室、器具洗浄室、コンテナ室、配送室、備品庫 等
事務・ その他エリア		玄関ホール、市職員用事務室（更衣室、湯沸室、書庫等含む）、市打合せスペース、事業者用事務室、一般用トイレ、調理員用トイレ、多目的トイレ、会議室・研修室・試作室、倉庫、食堂、休憩所、更衣室、準備室(汚染、非汚染)、配送員控室、洗濯・乾燥室、ボイラー室、電気室、設備機械室、プラットフォーム 等
附帯施設		受水槽、排水処理施設、雨水貯留施設、廃棄庫、駐車場、配送車両車庫、緑地、門扉、フェンス、外灯設備 等

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責に帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2 市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市の責に帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責にも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責にも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

2 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

3 財政上及び金融上の支援に関する事項

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に交付決定された場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

4 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は選定事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は事業契約の締結に当たり、あらかじめ議会の議決を経る予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

3 参加に伴う費用分担

応募者の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、以下の通りである。

担当部署：愛知県豊明市役所教育部新給食センター準備室
住所：〒470-1112 愛知県豊明市新田町子持松前2番地1（中央調理場）
電話：0562-92-5730
電子メール： shinsenta@city.toyoake.lg.jp

別紙－１ リスク分担表

リスク分担表 1 / 3

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	公募資料リスク	1	公募資料の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	法令リスク	2	当該事業に直接関係する法令等の新設・変更等に関するもの	○	
		3	上記以外のもの		○
	税制度リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
		5	その他の税制変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
	許認可取得リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	○	
		7	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		○
	住民対応リスク	8	当該事業を実施することに関する反対運動、訴訟、要望に関するもの	○	
		9	上記以外のもの（事業者が行う調査、設計・建設・運営に関するもの）		○
	環境保全リスク	10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	第三者賠償リスク	11	市の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたもの	○	
		12	事業者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたもの		○
	債務不履行リスク	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
		14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
	事業内容変更リスク	15	市の政策変更により事業内容を変更するもの	○	
	事業中止・延期リスク	16	市の責に帰すべき事由により本事業を中止・延期したもの	○	
		17	事業者の責に帰すべき事由により本事業を中止・延期したもの		○
	物価変動リスク	18	事業期間中における一定範囲内の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業費の変動		○
		19	事業期間中における一定範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業費の変動	○	
	金利変動リスク	20	基準金利の設定時点までの金利変動に関するもの	○	
		21	基準金利設定時点以降の金利変動に関するもの		○
	不可抗力リスク	22	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		○
		23	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○	
	要求水準未達リスク	24	要求水準の不適合に関するもの		○
	提案価格リスク	25	提案した費用の負担に関するもの		○

リスク分担表 2 / 3

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	契約締結リスク	26	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○
	資金調達リスク	27	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		28	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
設計・建設	調査リスク	29	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するもの	○	
		30	上記以外の測量・調査に起因するもの		○
	設計変更リスク	31	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	○	
		32	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		○
	用地リスク	33	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		34	市が事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		35	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
		36	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
	設計・工事の遅延・未完リスク	37	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	○	
		38	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		○
	工事費増大リスク	39	市の指示による工事費の増大に関するもの	○	
		40	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		○
	施設損傷リスク	41	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
	工事監理リスク	42	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○
維持管理・運営	計画変更リスク	43	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	運営開始の遅延リスク	44	市の責に帰すべき事由によるもの	○	
		45	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	運営費上昇リスク	46	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	施設損傷リスク	47	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		○
		48	第三者（本施設の利用者を含む。）による施設の損傷	帰責事由による	
	施設不適合リスク	49	不適合担保期間内の不適合に関するもの		○
50		不適合担保期間終了後の不適合に関するもの	○		

リスク分担 3 / 3

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持 管理 ・ 運 営	給食数増減リスク (需要変動リスク)	51	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責に帰すべき事由による需要の変動	○	
		52	生徒数・教職員数の一定範囲内の変動による需要の変動		○
		53	生徒数・教職員数の一定範囲を超える変動による需要の変動	○	
	調理事故・異物混入 リスク	54	市が実施する業務に起因するもの	○	
		55	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	食物アレルギー対応 ・ 運 送 ス ク	56	市の責に帰すべき事由によるもの	○	
		57	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		58	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	配送遅延リスク	59	市の責による配送の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担（食材納入遅延による調理作業の遅れ等）	○	
		60	事業者の責による配送の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担（誤送による配送の遅延等）		○
		61	上記以外の遅延に関するもの	帰責事由による	
	食器等破損リスク	62	学校・児童生徒による食器等の破損	○	
63		事業者の責に帰すべき事由により破損した場合において発生した損害		○	
事業 終了 時	施設の性能確保 リスク	64	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続きリスク	65	事業の終了手続きにかかる諸費用に関するもの		○